

建設業退職金共済制度について

この制度は、建設業の事業主が勤労者退職金共済機構〔建設業退職金共済事業本部〕（以下「機構」）と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く従業員を被共済者として、その従業員に機構が交付する共済手帳に働いた日数分の共済証紙を貼り、その従業員が建設業で働くことをやめたときに、機構から直接従業員に退職金が支払われるものです。

大津市におきましても、市工事に掛金相当額を工事中に積算するなど、この制度の普及を図っているところ です。

今回、落札されました貴社（殿）におかれましても、この制度の主旨をご理解いただき、共済証紙を購入され、当該工事対象となる労働者のすべてに交付いただきますようお願いいたします。

なお、証紙購入の際に金融機関が発行する領収書「掛金収納書」のうち1枚（契約者が発注者へ）を監督員に提出してください。

証紙の購入にあたっては、着工日以降に購入してくださいますようお願いいたします。

（掛金収納書、その他購入不要の理由書等については契約日から1か月以内に提出してください）

（共済証紙を購入する額は）

工事に従事する加入従業員の延べ就労日数に対する額となっており、加入従業員数と当該加入従業員の就労日数を的確に把握し、それに応じた枚数の証紙を購入してください。

なお、その的確な把握が困難な場合は右項の「共済証紙購入の考え方について」を参考にしてください。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（図1）を現場事務所や工事現場の出入口等見易い場所に掲示してください。

（図1）

**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています**

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに

労働者退職金共済機構
建退共滋賀県支部
電話077（522）3232

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

したがって、これを実際に活用する際には、下記に（対象工事における就労者の加入率（％）／70％）を乗じた値を参考とすること。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～ 9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～ 49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～ 99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建築		設備	
	住宅・ 同設備	非住宅・ 同設備	屋外の 電機等	機械器具 設 置
1,000～ 9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～ 49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～ 99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

（注）総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。